

三世代の家 応援します

三世代住宅建築にかかる設計および工事監理補助制度

●対象住宅

▼三世代の世帯が同居(同居予定者を含む)する住宅で、居住部分の床面積が170平方メートル以上の住宅

▼登録設計士が設計かつ工事監理を継続して関わり建築する住宅

●対象者

▼市内に自己居住用の三世代住宅(三世代となる親子孫が同居する住宅で、孫については最年少の子が小学校卒業前であること)を建築(新築)する方で、登録設計士と設計かつ工事監理を契約する方

●補助金額：下表のとおり

※補助金の額に1000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

●その他

▼設計および工事監理支援補助金には、事前に申請書の提出が必要。詳しい要件や必要な書類などの詳細については、下記まで問い合わせください。

▼他の補助制度と併用できるものとできないものがございませ

すのでご注意ください。
▼平成29年度の予算の範囲内となります。

問申 建築指導課 B1階
TEL (23) 1178

補助区分	登録設計士の所属する建築士事務所の本店の所在地	
	市内	那須塩原市
設計	費用の2分の1(上限50万円)	費用の5分の2(上限40万円)
工事監理	費用の2分の1(上限50万円)	費用の5分の2(上限40万円)

大田原市緑資源リサイクル施設のご案内

当施設は、家庭から排出される枝木を受け入れた後、枝木はチップ化しリサイクルをしています。枝木の処分をお考えの方や防草材などとしてチップをご利用されたい方は下記にお問い合わせください。

●受付日：毎週水・土曜

※年末年始、祝日を除く

●受付時間：午前8時30分～

正午、午後1時～4時30分

●受入れ可能な枝木：枝の太

さが15cm未満のもの(枝木

の長さは制限しません)
※次のものは受入れ不可。

▼シユロの木▼根や枝がは

らわれていない状態のもの

▼泥や石が混入しているもの

▼腐っているもの▼杭や

建設廃材など▼事業系の枝

木、事業者が持込む枝木

●利用対象者：市内に住所を

有する方

●受け入れ料金：

10kgあたり1000円(30kg

以下の場合は無料)

※事前に許可を得た事業系枝

木については、10kgあたり

200円

◆チップは無料配布していま

す。(※配達は行いません)

問 大田原市緑資源リサイクル施

設(大田原市亀久932・8)

TEL (54) 0921

問 生活環境課 A1階

TEL (23) 8706

市有地を 売払いしています

2月4日(土)に実施した市有地公売一般競争入札において、未契約となった市有地を随意契約で売払いしています。

物件情報や申込方法などは市

ホームページをご覧ください。か
財政課にお問い合わせください。

問申 財政課

TEL (23) 8795

無許可の不用品回収業者 にご注意ください！

無許可の回収業者による廃家

電や粗大ごみなどの廃棄物の回

収は利用しないでください。

トラックや空き地での不用

品回収や訪問などによる不用

品回収をよく見かけますが、家

庭でごみとなった家電製品や

自転車、家具などは一般廃棄物

であり、収集・運搬するために

は、市の許可が必要です。

「産業廃棄物処理業の許可」

や「古物商の許可」では、一般

廃棄物を収集・運搬すること

はできません。

無許可の回収業者に廃棄物を

引き渡すことは、適正な処理が

されないだけではなく、高額な

料金を請求される料金トラブル

や集めたものを不法投棄してし

まっなどの問題に繋がりますの

で、ご注意ください。

問 生活環境課 A1階

TEL (23) 8706

新婚夫婦応援事業の お知らせ

お知らせ

新婚夫婦を応援するため、

『結婚祝金』『結婚新生活支

援補助金』の2つの制度を実

施しています。楽しい新生活

を大田原市から始めましょ

う。

●結婚祝金

新婚夫婦の新生活の祝福と

定住促進を目的として、本

市に婚姻届を提出し、2年

以上本市に住むことを確約

されたご夫婦に「大田原市

子育て支援券1万円」をお

祝いとして差し上げます。

●結婚新生活支援補助金

新婚夫婦の新生活に係る費

用の助成を目的として、平

成29年1月31日から平成30

年3月15日までの間に婚姻

届を提出し受理された夫

婦の世帯(ただし世帯所得

340万円未満)を対象と

して、新生活を始めるため

の住居費や引越費用等の一

部(上限24万円)を補助しま

す。

※各制度の詳細は市ホーム

ページをご覧ください。

問 政策推進課 A2階

TEL (23) 8715

平成29年度狂犬病予防集合注射のお知らせ

問生活環境課 **A** 1階 **TEL**(23)8832

「狂犬病予防法」により生後 91 日以上経過した犬には年 1 回の狂犬病予防注射が義務付けられています。お近くの会場、または、都合のよい会場で接種してください。雨天でも実施しますが、天候や犬の体調を考慮した上でお越しください。犬の体調がすぐれない場合は、動物病院での接種をお願いします。

その際、動物病院から注射済証明書が交付された場合は、市役所(本庁・各支所)窓口にてその証明書を持参いただき、注射済票の交付(手数料 550 円)を受けてください。

※法律により注射済票を犬に装着することが義務付けられています。

なお、犬の登録をしている飼い主の方には「集合注射案内のハガキ」をお送りしますので、当日ご持参ください。

また、新規登録も受け付けますので、未登録の犬も登録後に接種できます。

ご来場の際は、首輪が抜けないようにご注意ください。(首輪がゆるいと、後ずさりや引つ張られるとはずれてしまいます。)

●料金…▶注射料金：3,500 円
▶新規登録料金：3,000 円(料金は現金のみ)

期 日	時 間	会 場
4 月 15 日 (土)	9:20 ~ 9:50	佐良士多目的交流センター
	10:10 ~ 10:25	消防団詰所(消防湯津上分署南)
	10:50 ~ 11:05	上蛭田集落センター
	11:30 ~ 11:45	片府田生活センター
	13:20 ~ 13:40	湯津上農村環境改善センター
	14:00 ~ 14:30	湯津上小学校
	14:50 ~ 15:10	狭原公民館
4 月 16 日 (日)	9:20 ~ 9:40	寒井本郷集会所
	10:10 ~ 10:50	両郷出張所(コミュニティーセンター)
	11:20 ~ 11:40	北区集会所(北野上)
	13:20 ~ 14:00	黒羽支所
4 月 18 日 (火)	9:10 ~ 9:30	片田集会所
	10:00 ~ 10:20	須佐木下組公民館
	10:40 ~ 11:00	須賀川出張所
	11:25 ~ 11:40	須賀川中組公民館
	13:20 ~ 13:40	ニュー百億跡地
	14:10 ~ 14:30	桧木沢集落センター
	14:55 ~ 15:10	消防団詰所(羽田公民館西)

期 日	時 間	会 場
4 月 19 日 (水)	9:10 ~ 9:35	ふれあいの丘駐車場(福原)
	10:05 ~ 10:20	倉骨笹原集落センター
	10:50 ~ 11:15	旧 J A 金丸支所
	11:30 ~ 11:45	上奥沢公民館
	13:20 ~ 13:40	親園ほほえみセンター (旧地区公民館)
	14:05 ~ 14:20	野崎ニュータウン第 3 公園
	14:40 ~ 15:10	中薄葉公民館
4 月 20 日 (木)	9:10 ~ 9:40	美原公園南駐車場
	10:00 ~ 10:20	加治屋集落センター
	10:40 ~ 11:00	大田原西地区公民館 (旧勤労者総合福祉センター)
	11:20 ~ 11:40	大田原東地区公民館
	13:15 ~ 13:40	光真寺駐車場
	14:00 ~ 14:15	紫塚ニュータウン公民館前公園
	14:35 ~ 14:55	明宿公民館(旧地区公民館)
4 月 22 日 (土)	9:20 ~ 9:50	佐久山地区公民館
	10:20 ~ 11:00	野崎研修センター(野崎地区公民館)
	11:30 ~ 11:50	上石上集落センター
	13:30 ~ 14:10	金田北地区公民館
4 月 23 日 (日)	14:40 ~ 15:00	金田南地区公民館
	9:10 ~ 9:40	勤労青少年ホーム(美原 1 丁目)
	10:20 ~ 11:30	保健センター
	13:20 ~ 13:40	農村環境改善センター (親園地区公民館)
	14:10 ~ 15:00	大田原市役所

とちぎ食べきり15(いちご)運動について

日本では、食べ残しなどの食品ロス(本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食べ物)が、年間 632 万トン発生していると推計されています。

このため、栃木県では食品ロスの削減に向けた取り組みとして、「とちぎ食べきり15(いちご)運動」を実施しています。市でも食品ロスを少しでもなくすため、とちぎ食べきり15(いちご)運動を推奨しています。宴会やイベントの際は、「もったいない」を心掛け、食べきれぬ量を注文するなど、食品ロスを削減できるような積極的な運動へのご協力をお願いします。

【運動の内容】

食品ロス削減のため、地酒で乾杯し、宴会開始15分間と終了前の15分間を「食べ切り15(いちご)タイム」とし、自席で料理をしっかり食べるだけです。美味しくてエコ、そして誰でもできるこの取組に、ぜひご協力ください!

TEL 問生活環境課 **A** 2階
(23)8706

特殊詐欺対策電話機等の購入に補助金を交付します

●特殊詐欺対策電話機等：警察または地方公共団体などが提供する迷惑電話番号情報などを用いて、振り込め詐欺及び悪質なセールスに関する着信を自動で拒否し、または自動応答録音装置などを備えた特殊詐欺への対策機能を有する電話機もしくは機器です。

●申請方法：特殊詐欺対策電話機等を購入後に左記の必要書類を添えて申請。

TEL 問申危機管理課 **東** 2階
(23)9301

対象	必要書類	補助金の額
市内在住で①～③のすべての条件に該当する方、またはその方と同居する世帯員。 ①市内に住所を有する 65 歳以上の方 ②申請日以前の 1 年以内に特殊詐欺対策電話機等を購入していること ③世帯員全員の市税などに滞納がないこと	①領収書(品名などが記載されているもの) ②保証書の写し(購入日および購入店が記入されているもの)	特殊詐欺対策電話機等の購入した費用の 2 分の 1 以内の額とし、5,000 円を限度とします。